

お客さま 各位

九 州 労 働 金 庫

当座勘定規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2025 年 12 月 1 日より、政府の「成長戦略実行計画」における、「5 年後（2026 年）までの約束手形の利用の廃止、小切手の全面的な電子化」の方針に基づき、一般社団法人全国銀行協会が「2027 年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定したことに伴い、下記の通り当座勘定規定を変更しますので、お知らせいたします。

なお、変更後の規定の内容については、既にお取引をいただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※最新の預金等利用規定については、2025 年 12 月 1 日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫窓口へお申し出ください。

■変更の内容

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みに対応するため、払戻請求書による払戻しを追加いたします。

変更内容の詳細は、新旧対照表をご参照ください。

■対象の預金規定

当座勘定規定

■適用開始日

2025 年 12 月 1 日（月）

以 上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。

新旧対照表

<当座勘定規定>

条項	項番等	新	旧
第 7 条	(3)	第 7 条（手形、小切手の支払<u>等</u>） （中略） (3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A. 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B. 小切手を使用する方法。</u>	第 7 条（手形、小切手の支払<u>い</u>） （中略） (3) 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u>
第 7 条	(4)	(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、<u>当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	[左記項番追加]
第 12 条	(1)	(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</u> （以下略）	(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （以下略）
第 16 条	(1)	(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （以下略）	(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （以下略）